

史料紹介「谷村昌武関係文書」

崎山 健文

はじめに

本稿は、平成二十七年度に当館に収蔵された谷村昌武（愛之助・小吉）関係史料を翻刻するものである。谷村に関するまとまった著述は、管見によれば「贈位六士小傳」（鹿兒島縣贈位奉告祭典委員會発行、一九二九。以下「小伝」と記す。）に僅かに略伝が収載されているのみである。^①本稿では、翻刻と共に、著者が知り得た史資料を元に谷村の経歴を併せて紹介したい。

一章 出生から安政期

「小伝」によると、谷村は、天保十三（一八四二）年一月十八日、鹿兒島城下高見馬場に生まれており、父昌徳、母松方氏とある。^②松方正義家の系図には、正義の姉くらが谷村彦助の後妻とある（文久二年病没）。^③谷村家の系図は知られておらず、確たることはわからないが、「薩藩役職補任」に、文久三（一八六三）年、谷村彦助が御廣敷番之頭勤であったことが記されている。^④明治二（一八六九）年の谷村から父宛の書状に「御廣敷向も御同様御裏役頭助与申御役改而御拝命之段承知仕、」（史料^⑤）とあることと併せ見れば、彦助は谷村の父と考えてよいのではない

か。さすれば松方正義は谷村の叔父に当たることになり、谷村の死の前後の松方の献身的な姿も肯ける（史料^⑩）。

さて「小伝」には、嘉永四（一八五二）年より島津斉彬の小姓とあるが、同年「御家督御初入部御式事ノ二」には「御小姓 谷村愛次郎」と記されている。^⑥「愛之助」以前は「愛次郎」と名乗ったと考えれば、これが谷村の史料上の初見となる。翌五（一八五三）年には斉彬に供奉し上府したものが、同六（一八五三）年の斉彬下国の供の列に「児御小姓 谷村愛次郎」の名が見える。^⑦「愛之助」への改称時期は定かでないが、安政三（一八五六）年正月十九日、渋谷藩邸にて奥小姓に役替えになる時は、「愛之助」と称している。^⑧『史談会速記録十八』の、市来四郎が斉彬時代の事を語る中に、「伊東才蔵と御親父さん（中山中左衛門）、谷村愛之助の三人が、先づ國事上に付いた機密の事を御取り次ぎ致したと思はれます、」とある。^⑨若年ながら江戸詰も経験し、斉彬の信頼を得ていたものと思われる。なお、後に家老となる小松帯刀が、安政二（一八五五）年に奥小姓近習番勤を命ぜられ、僅か二ヶ月程であるが江戸詰となり、谷村と近い役に就いたことを付記しておく。^⑨安政五（一八五八）年七月十六日、斉彬が没すると、谷村は剃髪を願ひ出た。この時の関連史料が史料^⑦である。谷村は強く剃髪を願ったが、叶わなかった。

斉彬没後、藩主茂久の側に仕えた谷村は、一方で大久保利通等の所謂

「精忠組」と交際があり、両者の橋渡し役となった。『大久保利通伝』によると、安政六（一八五九）年、大久保等が脱藩突出を謀るが、これを憂えた谷村が平穩にこれを中止せしめんため、茂久が廁へ立った際に密かにその旨を告げた。これに対し、十一月五日、藩主茂久が「精忠士面々へ」として諭書を下し、大久保等は突出を中止する。この諭書を伝えたのも谷村であるとする。¹⁴ その後も君側の様子を大久保等に伝えたり、また西郷召し返し等の案件の上申を取り次いだりするが、その詳細は「大久保利通日記」を参照されたい。¹⁵

二章 文久・元治期

文久二（一八六二）年、谷村は「小納戸見習 奥小姓」として島津久光の率兵東上に供奉する。¹⁶ 同年六月十日には「見習」がとれ、江戸で小納戸役となった。¹⁷ 同月二十九日、谷村彦助・母宛の谷村書状には、
「出勤之折、或ハ外出之刻ニテモ、家来・下人召連申事ニテ御座候、
我ナカラハツカシキ心持ニ御座候、」

と初々しい心境を綴っている。この時大久保は小納戸頭取であり、谷村はその下役であった。「大久保利通日記」には、この頃、谷村が大久保・小松等と江戸で度々行き来し、時には連れだつて外出している様子が記されている。この年八月二十八日の本田弥右衛門（親雄）書状の宛所に「中山中左衛門殿 大久保一蔵殿 谷村小吉殿」とあり、管見によればこれが「小吉」の初見である。¹⁸ 先述の六月二十九日付書状には「愛之助」とあることから、改称はこの二ヶ月の間に行われたと考えられる。

文久三（一八六三）年八月、谷村は久光の使者として京都へ向かう。「谷村小吉日記」¹⁹ 八月八日条に

「太守公 二丸公へ御目見仕候、尤久光公御傳説之趣具ニ奉承知、謹而御請仕申候、陽明殿へ之御演舌也、」

とあり、近衛家への「演舌」が目的であった。谷村は即日出立している。「演舌」の内容は不明だが、同月二十三日に近衛家へ参殿した谷村は、「御趣意之旨奉申上候処、別而御満悦不斜、」と近衛忠熙父子の様子を大久保に報告している。²⁰ 久光は、近衛等の強い上京要請を受け、同月十三日に上京を布達、十月三日に入京している。この一件に関する「演舌」とも考えられるが、その考察は後に譲りたい。なお「小伝」には、

「文久三年、朝廷久光を召すや、昌武時に久光に近侍せしを以て、その命を受け京師に抵り、近衛前關白に謁して招命に奉答し、尋て禁闕警衛の任に膺る、幾何もなくして久光召命に依り上京するや、爾来久光を輔佐して公武の爲めに斡旋し、翌元治元年四月歸國す、」

とある。帰國の時期について確実な史料は得られなかったが、元治元年二月二十一日から滞京した松方正義の日記に「小吉」の名がしばしば見られ、松方出京の三月十一日にも見える。²¹ 松方は帰國後六月市来温泉に滞在しているが、十六日に谷村も合流している。久光が四月十八日に帰國の途についていることと併せ見れば、「小伝」の記述は概ね妥当と考えてよい。その後、十月十六日には一代小番の家格に列せられている。²²

元治元年の史料と推定されるのが、史料⑥の千代瀬書状である。千代瀬とは、歌人として著名な税所敦子である。文政八（一八二五）年京都に生まれ、薩摩藩士税所篤之に嫁ぐが死別する。その後島津斉彬の世子哲丸の守役に抜擢され、春野と名乗った。哲丸は安政六（一八五九）年

夭亡するが、この時失意の春野から谷村へ宛てた書状がある。そこには

「死すべき時に死なざればとかやむかしの人のことぐさ思ひ合せられ、

此度の残念をしのびながらへ候事はまことに口をししく存候へども、御まへ様せつかくの思召は相そむき申まじく、御心安く思召下されたく候、」

とあり、殉死まで考えたが、谷村の制止を受ける等して思い留まった旨記されている。⁽²¹⁾ 屋代熊太郎著『税所敦子刀自』は二人が親戚であったとするが、系図等は示されておらず、詳細は不明である。⁽²²⁾ 史料⑥には、谷村が征長戦に出陣かなわなかったことを慰める内容が含まれ、二人の親しい間柄が窺える。なお、千代瀬とは、文久三（一八六三）年以来、貞姫（近衛忠房室・島津久光養女）付老女として近衛家に仕えた時の名乗りである。「小伝」には次のような記述もある。

「又敷島の道を志し、號を董迺舎と稱す、八田知紀・税所敦子・高崎清風等と交り斯道を研鑽し、其名大に著る、文久年間京都祇役中に詠める「鴨川の道の一筋あらはれて都は雪になりにける哉」と云へる歌は、知紀の吉野山の歌と共に當時歌人の間に稱せられしものなりと云ふ」

税所敦子とは和歌を通じた交流もあったと考えられる。史料⑧は八田知紀書状であり、書物返却に関する内容である。⁽²³⁾ また史料⑤の小松帯刀書状は、本紙の差出が「香雪」と雅号で記されており、稀な例である。和歌二首も添えられており、歌人谷村を意識して差し出されたものか。なお、文中の「鞍馬口」は、小松帯刀別邸「御花畑」と考えられる。⁽²⁴⁾

三章 慶応期

慶応元（一八六五）年、谷村の名は長崎に現れる。長崎に英学塾を開いた何礼之の「履歴」に、同年の主な塾生の名簿があり、その薩摩の項に「谷村小吉」とある。⁽²⁵⁾ また同人による「公私日録」には「（慶応元年）五月十九日 薩州谷村小助 加州明石格庵入塾」とある。「小助」は「小吉」の誤記と思われる。また、同時期の塾生に前田正名・高橋新吉・前島密・陸奥宗光等の名も見えることも付記しておく。

その後の経緯は定かでないが、同年十二月には滞京していることがわかる。「桂久武日記」十二月十八日条に、上京した桂を小松・西郷・大久保等と出迎えた⁽²⁶⁾とある。翌慶応二（一八六五）年正月二十一日条には、大久保等と共に谷村が京都を出立したことが記され、この時帰国の途についたと見られる。同年三月三十日には霧島へ湯治に訪れている。⁽²⁷⁾ 四月一日の大久保宛小松書状⁽²⁸⁾には、

「西郷・税所も日当山江入湯、吉井・坂本も塩浸江入湯ニ而、両日跡より拙方江被参、賑々敷事ニ御座候、谷村も当初江入湯、」とある。

同年五月、谷村は大きな転機を迎える。同月、藩政改革に伴い海軍方の設置・英国兵式採用が決定され、海軍所が建設された。海軍掛は小松帯刀であった。海軍所に志願した東郷平八郎の直話⁽²⁹⁾によると、海軍とはいえ、英式銃隊操練が中心で、海軍陸戦隊のような面持ちであった。一小隊八十人の三小隊で構成され、その第一小隊長が谷村であったという。その様子は、同年五月二十六日、大久保宛谷村書状⁽³⁰⁾にも記されている（大久保在京）。六月の英国公使パークス来訪に向けて急ぎ調練が行われ

ていること、谷村の掛就任に対し「因循」に伴う困難があること、号令等勉強中であることなどが綴られている。また、書中には自身の上京を懇願する旨が繰り返し述べられている。⁽³⁰⁾ 文面からは、国事に携わりたい思いと共に、京都への憧れのような一面も汲み取れ、歌人としての思いも見られる。

十月、谷村は上京する。先述の東郷平八郎直話を見てみよう。

〔慶応二年〕十月頃、一番遊撃隊として上京を命ぜられる、是れ海軍兵士の上京の初回なり、隊長谷村小吉にて、半隊長は赤塚源六なり。一番遊撃隊は京都に著し、乾御門の警衛中、六七ヶ月の後に至り、谷村小吉故ありて帰国に依り、赤塚源六一番遊撃隊を命ぜられたり。⁽³¹⁾」

「小伝」にも同様の記述があり、翌慶応三（一八六七）年五月帰国とある。この上京中のものと考えられる書状が二通ある。正月五日付川崎強八書状と、正月九日付沖直次郎書状である（共に慶応三年と推定）。

前者は

「貴君此節之御出軍隊長ノ御任、定而萬事御配心不少筈、勿論旦暮之

訓練等八日日御宏張様子モ傳聞仕、実ニ浦山敷ハ此事ニ御座候、」

とあり、後者は

「於其御地歩操別而御探精之由御同慶之至、殊更赤松等モ滞逼ニテ、^(小三)

旁御仕合奉存候得共、」

とある。

さて、東郷平八郎直話の「故ありて帰国」とは、如何なる事であろうか。詳細は不明だが、久光の側に呼び戻されたと考えてよい。これを裏付ける二通の書状を紹介する。一通は卯（慶応三年）七月十八日付、松

浦長年宛谷村書状である。⁽³²⁾ 松浦は阿波の国学者で、八田知紀、谷村經由「島津家始祖神之考書」を久光に差し出したところ、久光が興味を持ったという内容である。差出には「皇都より」と添書がある。久光は四侯会議等のため慶応三年四月十二日より滞京しており、一旦帰国したかどうか詳らかでないが、この時点で谷村は京都の久光の側に仕えていると見てよい。もう一通は、卯（慶応三年）七月十九日付、父宛谷村書状である。⁽³³⁾ これには、久光が先月十五六日頃より「御不例」で、その平癒祈願のため、七日間の御暇を頂戴し、単独で伊勢に参宮し守札を得、これを進上したところ、久光が喜んだ旨記されている。久光はその後帰国し、九月二十一日に帰着するが、谷村もこれに供奉したのではないだろうか。

続いて、同年と推定される十一月朔日付の谷村上書を紹介する。

「御病床をもちえみす再三罷出申上候も恐多奉存候間、書取ヲ以奉

申上候、

猶亦退而愚考反復仕候処、一先西郷・大久保銘々御前江被 仰出、

各存慮十分篤と 御聞得之上、御深考御賢慮あそはされ候上、御重

役一統被召出 御趣意之旨仰出相成候御手續被遊御座度、（後略）」

西郷・大久保の話をよく聞いた上で判断して欲しい旨の内容である。所謂「討幕の密勅」に関する上書と見られる。十月十三日に密勅が下り、

同二十六日にこれを携え小松・西郷・大久保が帰国。二十九日には藩主

茂久の上京が決定し、十一月一日にその旨達せられている。⁽³⁵⁾ 大久保等の

依頼によるものか明らかでないが、その意が叶うよう久光に嘆願したも

のと見られる。また、一度は直接言上したことも書面から窺える。なお、

この上書は「忠義公史料」⁽³⁶⁾には文久三年に分類されているが、「御病床」

云々とあることから、この頃久光が病を得ていたことと符合し、慶応三年のものとは比定しておく。

四章 明治期

明治期になり、谷村の動静が初めて窺えるのが明治元（二八六八）年九月九日の桂右衛門（久武）書状（史料③）である。横浜から国許の桂に対し、旧幕府から移譲された軍艦等が多数あるが乗り手がいない。急ぎ人数を送って欲しい旨依頼がある。これを受けて長崎にいた谷村に人数を率い横浜へ向かうよう指示する内容である。谷村が長崎に赴いた理由は不明であるが、この依頼を受け、谷村は横浜へ行く。その様子は史料①の谷村書状に記されている。十月一日に横浜へ着いた谷村は、同日、横須賀製鉄所で薩摩藩士有川矢九郎に会う。同五日には東京に赴き、旧幕艦富士山船将を命じられる。富士山は、排水量千トン、砲十二門を備えた大型主力艦³⁷で、本格的な乗艦経験がないと思われる谷村は一度は辞退したが、やむなく受任したようである。海軍の人材不足が顕著に見える史料である。同月十三日には、天皇の東京着輦に際し祝砲を放つ役目を果たした。「大久保利通日記」・「明治天皇紀」³⁸によると、十一月二十八日には天皇が武蔵艦・富士艦に乗艦し、艦船の操艦や砲発を観覧している。

翌明治二（一八六九）年二月、谷村は富士艦船将を免ぜられ、徴士として武蔵艦船将を命ぜられる³⁹。これにより、谷村は新政府の軍人となった。ところが、その直後大事件が発生する。函館出征に向け準備を整

え、出航目前の武蔵艦が爆発したのである⁴⁰。同年四月八日の家族宛の書状（史料②）にその詳細が記されている。谷村は自ら謹慎を申し出るが、その後許され、引き続き武蔵艦引き上げを命ぜられた。これが谷村の最後の仕事となった。谷村は肺の病に冒され、六月四日に息をひきとった。二十八歳であった。奇しくもこの日は、谷村が熱望した函館出征の僚艦が品川に帰港した日でもあった。谷村の最期や死後の手当ては、六月七日付の松方助左衛門（正義）書状（史料⑩）に詳しい。松方は当時日田縣知事で、四月に上京し、新政府に対して様々な建言を行うなど多忙な中、献身的な姿を見せている⁴¹。葬儀の様子も記されているが、「小伝」ではこれを「海軍葬の嚆矢」と記している。六月七日付、谷村彦助宛伊東四郎左衛門外八名連署書状⁴²には

「御葬式ニ付テハ、未タ日本ニ於テ初テノ事ニテ、カタカタ配慮之處、函館帰艦有之、大ニ幸ニテ、萬事艦長達ノ盡力ニテ弔砲等有之、御遠察可被下候、当日ハ別紙之通御行列ニテ、芝田町三丁目ヨリ大圓寺迄ハ、通行人ハ勿論、方々ノ人々歩行ヲ留候、御察可被下候、」
と記されている。

五章 例言

一本稿は、鹿児島県歴史資料センター黎明館所蔵「谷村昌武関係文書」を翻刻するものである。

一漢字は、原則として底本に従ったが、一部当用漢字に改めた。

一変体仮名は普通の仮名に改めたが、江・茂・者・与など一部はそのままだ。
た。

一平出・欠字は原則として底本に従った。

一編者註は（ ）で示した。

一適宜読点「、」及び並列点「・」を付した。

付記 解説にあたって、五味克夫氏・堂満幸子氏に指導・助言を頂戴し

ました。ここに厚く御礼申し上げます。

註

(1) 他に平和人「谷村愛之助伝」〔奄美郷土研究会報二一、一九七〇〕があり、興味深い内容が含まれているが、典拠史料が示されていない。

(2) (1) は、天保十一（一八四〇）年、奄美大島の笠利の前肥田にて出生とし、父は藩医昌源とする。その後父は大島に留まり、愛之助は家督を継ぐため鹿児島へ行くとある。

(3) 『松方正義関係文書一』（大東文化大学東洋研究所、一九七九）

(4) 『鹿児島県史料 記録所史料二』（鹿児島県、二〇一三）

(5) 『鹿児島県史料 斉彬公史料一』（鹿児島県、一九八二）の一九四号

(6) 『同』二六二号

(7) 『鹿児島県史料 斉彬公史料四』（鹿児島県、一九八四）の「豎山利武公用

控」卷九

(8) 『史談會速記録』（史談會編、一八九四）

(9) 「小松帯刀伝」〔鹿児島県史料集〕二十一、鹿児島県史料集刊行会、一九八〇）

(10) 勝田孫弥『大久保利通傳』（一九一〇、臨川書店復刻一九七〇）

(11) 海江田信義（有村俊齋）の回想録『維新前後實歴史傳二』（續日本史籍協会叢書、明治二十四年、昭和五十五年復刻）には、「兒玉雄一郎の小姓並谷村小吉忠義公が論書を伝え、説得に当たったとある。

(12) 『鹿児島県史料 大久保利通史料一』（鹿児島県、一九八八）

(13) 『同 忠義公史料一』（鹿児島県、一九七四）の五四八号

(14) (12) の「大久保利通日記」文久二年六月十日条

(15) 「谷村小吉等書翰集全」（東京大学史料編纂所蔵）

(16) 『大久保利通関係文書五』（吉川弘文館、一九七二）

(17) 「谷村小吉日記全」（東京大学史料編纂所蔵）。文久三年八月八日～十月二日、元治元年六月十日～十二月二十九日の期間を記す。

(18) 『鹿児島県史料 玉里島津家史料二』（鹿児島県、一九九三）の六七六号。

大久保一蔵宛谷村小吉書状、八月二十四日

(19) 『松方正義関係文書十』（大東文化大学東洋研究所、一九八九）

(20) (17) に同じ

(21) 『税所敦子刀自』（屋代熊太郎編著兼発行、一九一六）

(22) 谷村と八田との交流を示す史料として、『鹿児島県史料 玉里島津家史料十』（鹿児島県、二〇〇一）の追加六十号（八田知紀宛 谷村昌武書状（慶応三年）七月十日）がある。また、注（17）の元治元年十月二十四日条に「京師八田大入ヨリ書状并繪一枚到来ス」とある。

(23) 当館所蔵「御花畑絵図」により推定

(24) 大久保利謙『幕末維新の洋学』（吉川弘文館、一九八六）

(25) 『鹿児島県史料集26 桂久武日記』（鹿児島県立図書館、一九八五）

(26) 「小松帯刀日記」(鹿児島県史料集) 二十二、鹿児島県史料刊行会、一九八二)

(42) (15) に同じ。

(27) 『大久保利通関係文書四』(吉川弘文館、一九七〇)

(さきやま たけふみ 本館学芸専門員)

(28) 『薩藩海軍史 中巻』(公爵島津家編纂所編、一九二七、原書房一九六八復刻)

(29) (27) に同じ

(30) (27) 中、慶応二年と推定される三月二十六日付大久保宛谷村書状にも上京嘆願が記されている。

(31) (15) に同じ。前者の宛所は「谷村小吉様」、後者は「谷村小吉様赤塚源六様 志岐正次郎様」。沖直次郎は薩摩藩士で、軍船役として松方正義と共に長崎滞在中であった。

(32) 『鹿児島県史料 玉里島津家史料十』(鹿児島県、二〇〇一)の追加六十号

(33) (15) に同じ

(34) 『鹿児島県史料 玉里島津家史料九』(鹿児島県、二〇〇〇)の三〇四〇号

(35) (12) の「大久保利通日記」・『鹿児島県史料 忠義公史料四』(鹿児島県、一九七七)の五二二号参照

(36) 『鹿児島県史料 忠義公史料三』(鹿児島県、一九七六)の一三五号

(37) 『日本海軍史七』(財団法人海軍保存会編、一九九五)

(38) 『明治天皇紀一』(吉川弘文館、一九六八)

(39) 『鹿児島県史料 忠義公史料六』(鹿児島県、一九七九)の一五七号。第一等士官には伊東四郎左衛門(祐亨)が任ぜられた。なお、ここに「富士艦」とあることから、「富士山」と「富士」は同一と考えられる。

(40) 同一七五号に「軍艦武蔵焼亡ニ付船将谷村昌武ノ届書」が収載されている。

(41) (3) に同じ。また松方は、六月五日に大久保に書状を送り、谷村逝去を報せている(16)『大久保利通関係文書五』。

① 谷村小吉書状

猶々

一筆啓上仕候、益御機嫌能為遊御座奉恐悅候、二私事、去月廿七日未明、神戶よりアメリカ飛脚船ニヨロクト申船江致便、海上無恙、去ル朔日朝五時横濱江着港、則上陸、右ヨリ路程七里、浦賀之近邊横須賀与申所大製鉄所有之、右江差越、有川矢九郎殿江引合、中一日滞在、御用筋相濟、横濱江罷歸り、同五日、東京府江参着候處、富士山御軍艦船將被仰付、有川矢九郎殿江更代、則乘艦、乗組人数都而百三十五人位、大砲十二門、幸ひ士官ニテ始致ニテ仕合之事、勿論最初者 私ニも船將之儀辞退仕候得共、無餘儀次第、殊ニ旧幕脱艦卸錨之距跡も不相分事故、不得止事、御受仕候次第ニ御座候、不肖之私式、何共苦心之至御座候、名目者此御方様御預与御座候得共、御構者都而朝廷ヨリ相成申候、勿論進退之儀も同様之儀ニ而御座候、既ニ大海軍所御案内御座候、旧幕濱御殿江相建内許中御座候、海軍有志之輩追々參會有之、私ニも薙末江相加り申候、扱去ル十三日、東京府

御着輦之節、高輪八ツ山有馬様御邸江御休所御出来、右より日月之御旗御相圖御座候時祝砲仕候様、兼而御沙汰承知仕候付、同日朝六ツ半時、右ノ如ク之御事ニ御座候間、大砲十五セコントニテ

三十三發首尾能打仕舞、

又 御城御着輦之刻

三十三發、

日没ニ

三十五發ヲ砲發仕申候、御軍艦富士山之^(マ)船場者品川御臺場沖ニ御座候、今日迄者先元氣無異儀相勤居申候間、乍恐易尊意思召被下候、い細三原玄助殿孫四郎より御聞取被下候、右之衆其外知人之衆富士山上陸宿江^(マ)毎々見舞有之、愛度帰陣ニテ、始而面會之節ハ落涙之外無之仕合、御推察奉願上候、一江戸江着之時分迄者、以前ニ引競候へハ淋敷、殊更大名小路之邊者草茫茫といたし候へとも、

御着輦後日々繁花之至御座候、是も此節帰國之衆より御直聞被下候、亦跡より書餘可申上与態与申上殘候、

誠惶謹言、

東京府ヨリ

(慶応四年)
十月十六日認 谷村小吉

父上様

尊下

② 谷村小吉書状

尚々時分柄折角御保鉢奉仰祈候、私病氣最早弥順快ニ御座候間、最者御配慮被下ましく呉々も奉願上候、以上、

再度之御尊翰正ニ相届、難有拜見仕候處、先以倍御機嫌克被遊御座、奉恐悅候、先般者御國許御政事向御变革ニ而御盛大之御様子奉想像候、随而御廣敷向も御同様御裏役頭助与申御役改而御拜命之段承知仕、乍恐御祝儀申上候、併御少人数ニ而至極之御繁務、御高配奉遠察候、乍去御多人數之中より御撰任、何共恐悅難有奉存上候、御袴地一反御出勤用ニ誠ニ鹿抹ながら奉進上候、

是者太織平とか申而小しはのよらざるものゆへ着安キとか承り候ニ付差上候、外ニ縮木綿不斷着用ニ於つよ・於とよ・子供江差下シ候間、御分配奉願上候、

一私事、御國許出帆之時分より内実者甚不元氣ニ而、漸東京海江帰帆、翌日軍務江御届江罷出、又々引續之翌日も無據御用筋有之候ニ付、不得止事出勤之處、弥増草臥、駕籠ニ而罷帰、則より大病院御雇入之英醫ウルユスト申醫師江療治相頼療養中、箱館出軍之船仕舞夜白をかけ床中より差圖いたし、兵食者勿論御修復相濟、去月朔日之出帆手都合ニ相成、一統艦中勇進シ、殊ニ第一番ニ船仕舞も出来、去處、去々月廿八日八ツ半時分、至極之大砲相發シ候音上陸宿江相響キ、折柄客来等有之、何気なく相咄居候處、武蔵御艦出火与申事注進正ニ届有之、引續士官もスルツフヨリ疾ニ罷上り形行之届申出られ候ニ付、則火薬庫ニ而者無之哉与相尋候處、左ニ而者無之、甚不思議之段申述べられ候ニ付、直様乗組人数散乱無之候様申達、何分出軍前誠ニあやしく、一同心付段々吟味之處、翌廿九日、其次第追々分明ニ相知れ申候間、夫々江形行之御届申候而、

私事

御軍艦武蔵江徴士ヲ以船將被仰付置候處、兼而不行届より不慮之儀出来いたし候段、奉恐入候、依之謹慎罷在候間、乍恐何分之御沙汰奉願候、以上、

武蔵船將

二月晦日 谷村小吉

右江御張紙を以

御達書

追而

御沙汰候迄、申出之通謹慎可有之事、

三月八日

御免之御達書

谷村小吉

其身謹慎被免候事、

三月 軍務官

右之通御免被仰付、何とも恐入難有、引續武蔵御艦引揚方精々吟味御修覆相調候様被仰出候ニ付、東京中江相触れ、引揚工風宜敷もの江申付との事相達候處、金設けせんとてや、我江くと相願ふ者共不少、其後其中江尤なる工風宜族江申付、當分折角之引揚方ニ而、當月中旬之汐ニハ多分深川之ツクダ島江引揚可申与被存申候、格別之破損も無之様子、何分水底故いまた正ニ者相分り兼候得共、心得江先々申出ニ御座候、是非とも五月中迄ニハ物成就仕恥チヲ雪キ申さす候而者、実ニ面もなき事共ニ御座候、右之形行ゆへ箱館行者氣遠く相成、外々御軍艦去月九日出帆、諸艦船將士官衆拙者病氣見舞且暇乞等ニ参呉られ、誠ニ忝次第、殊ニ中島船將之別れ甚わるく、出發之前朝入来、吸物椀ニ而五ツ程かさね吞被申候、翌日上陸宿より早天乗付之折柄、又々今一度武蔵船將江参らねハ情ニおひて忍ひす与被申たるよし候へとも、士官衆とめられ候段、其後宿屋之か、私處江参り而之咄ニ御座候、一軍務官御役々より、内々御軍艦武蔵不慮到来之御届申上候處、拙者大病中事

ゆへ心配不仕候様、中島四郎殿ヲ以御内意頂戴、殊ニ其方病中ニ而上陸中
之事ニ而候へハ、船将なからも其罪無理なき災難など、御なくさめ被下候段、
何共難有仕合ニ御座候、

一内実者此節之私病氣ニとりてハ一通りならぬ事ニ而、今更承り候ニ、此節
者所詮養生相叶ふ儀無覚束、何分ニも肺之病、殊更御艦江難事出来心痛之折
柄誠ニいたハしき事と、大病院之御國醫師中之評議者勿論、御艦士官初も誠
ニ心痛いたし呉られ候よし、不肖之私誠ニ忝事共ニ御座候、最早大元氣ニ
罷成、十四五町位ハ歩行も出来候様罷成申候間、乍恐御安堵奉冀上候、

一箱館江出軍ニ付而者、此度者大病ニ付居残候而養生可然与懇切ニ諸々口々
より諫ヲ受候得共、承諾不仕、私所存ニハ、迎も居残候而も却而本懐ヲ起シ、
隨而病之増長ハ案中之事、左すれハ快氣を得る事不覚束、夫ヨリ寧戰場ニ趣
十分之戦ヲ勉メ、幸ニシテ兩様死を免る、事迎もあらしとおもひ捨決心之處、
豈料乎右様不慮之儀到来、何とも残念とも何とも申言葉も無之、唯々十方ニ
暮果、悲歎斷腸此事ニ御座候、御賢察奉仰上候、

一去月廿五日、甲鉄艦并春日艦・丁卯艦・陽春艦、其外運送船共都合八艘南部
之中桑之湊(蘇ヶ崎丸)とか申所江碇船之處、廿五日早朝第六字比、但五ッ前アメリカ國旗ヲ懸シ
候軍艦右港江入艦、仏ノ脱人甲板上ニ而号令ヲナシ居候付、矢張西洋艦トノ

ミ諸艦存居候處、唯則甲鉄艦江ひちやト寄船いたし四人切入候へとも、皆共
則打果シ候由、左スル折柄、旧幕脱艦回天丸ニ無相違ヲ知り、春日丸等ヨリ
砲發之由、回天ヨリ甲鉄江十五六發打候由なから、甲鉄ゆへ更ニコタヘス

ト申事ナリ、右俄之事ニ而しハハ諸艦共甚心配之處、無程退艦いたし候由、
右ニ付直様火焚入、各艦ヲ以テ追駆候處、二番回天丸ト申船ヲ南部之内ミヤ
ことか申所ニ而乗取候よし、今朝拙者上陸宿江、軍務官役人石井富之助与
申人昨日横濱江着いたし、唯今軍務官江御届ニ出候處也として立寄られ直咄

シなり、此人者青森口ヨリ帰られたり、右咄之俣申上越候、
一愛熊初疱瘡いたし候よし、誠ニ安心此事ニ御座候、定而段々御高配之御事
与奉察上候、

一今日者久々振おもひ出し考へいたし、前後不連續之文面なから相認申候處、
病後少々草臥候間、何卒御賢覽奉願上候、先者何も々愛度書餘候、後便ニ態
与申上残置候、誠惶謹言、

(明治二年)
四月八日 谷村小吉

父君

於つよとの

愛熊との

於とよとの

於はかとの

③ 桂右衛門書状

尚々極亂筆御推覽可被下候、

一平運丸も一昨日帰艦、(清綱)黒田嘉右衛門・上村休介罷下り、尤脱走船

一条報知之為ニ御座候、

一別以来不得貴意、弥御安噓奉珍重候、然ハ御出立前致承知候趣、更ニ等閑
不相過候得共、取調甚致難渋、壮士よりハ相迫候得共、何分御案中通人も相
少く、折角取調中御座候間、御安慮可被下候、然ハ横濱表より鎌田尚次郎病
氣御暇ニ而罷下り、右江有川より申越趣有之、差廻御問合申越通ニ御座候、

右ハ幸瑞丸又ハ順行丸事御手入より御乗頭并乗組人数早々御差下し被成候得者、朝廷御軍艦神速丸又ハ仙分捕船等沢山有之御預之模様御座候得共、何分乗組人数無之故もたし居候趣ニ而、早々御差登せ被成度旨遮而申越候、通款ニ及候而ハ他藩御預被成候而ハ甚残多との事ニ而、尤成儀ニ御座候間、幸キ公滞崎中故、士官之外機関者等見合、頭立候者共召列、早々横濱之様御出掛相成度御座候、以下乗組之儀ハ随分彼之方ニ而御雇ニ而相弁可申との事御座候、尤富士艦等も右之振合ニ御座候由、被召列候人数ハ順行丸乗組ヨリキ公御見計を以可然御取計御尤ニ御座候、左候而、順行丸之儀ハ、防陽も未不罷帰候共、見聞役等江御談し可然御計ひも可有之候、尤御修甫之儀ハ取止ニ而可然候、若又御修甫相加候而宜敷向も御座候ハ、其邊之処ハ御吟味專一之事と存申候、此段殿中ニ而取急荒々得貴意候、東北者弥官軍相振ひ、賊軍日ニ衰弱、不遠成功可被成、乍然旧幕軍艦帆前等八艘脱走之由、何方江相迫候哉一向不相分由、乍併此期ニ至り詮立候儀無覚束存申候、

此段ハ不取敢申上候、以上、

（明治元年）
九月九日十二字

（久武）
桂右衛門

谷村小吉様

④ 小松帯刀書状

尚々折角時分柄之御道中無御痛様可被成御座候、
其后者御疎遠罷過申候得共、先々御堅勝可被成御座奉珍重候、既ニ明日者御出立与相成、旁御取込之筈奉存候、然者此品誠ニ乍微小、寸志迄備貴意候間、

御笑留可被成下候、先此旨乍略義龜毫ニ而如斯御座候、頓首、

三月十二日

谷村愛之介様 小松帯刀

⑤ 小松帯刀書状

（封筒）

「谷村小吉様 小松帯刀」

（封筒ウラ）

「八月廿九日

浪花ニ而 京より」

君公益御機兼克追々被遊御順快候半ト御同慶奉存候、二ニ貴所先々御多祥御奉職之筈、大悦此事ニ候、

小拙も御別袖後無滞時

十字頃都江着いたし候、形勢も依然たる事ニ而違条無之候、扱滞坂中者御懇意御厚謝申上候、かの御玉章者直ニ隼人を以達置候事ニ御座候、帰路大和橋通行之處、不相替形勢、貴所之事おもひやり候、當地者浪花ニ曳替誠ニ淋敷、市中之旅宿より鞍馬口ニ帰り候處、寂々たる事、乍併村雨之時節、晴間ニ比叡などの名山等少詠、さすか都たけ風景余程身ニシミ、殊ニ冷氣も浪花より者まさり、そろく冬かまへにて元氣も付申候、帰着後未出勤迄ニ而一步も出掛申さず、不日閑ヲ得候ハ、御傳言かた々のため出掛見申心得ニ御座候、不相替嶋邊之愉快御催之事与御察し申上候、細々の事者出掛候上なうてハ申上兼候、便宜ニまかせ不取敢此段如此御座候、早々不備、

（慶応三年乙）
八月廿九日

香雪より

谷村様

明かた伏見につきける折

ねさめしてミレはうれしきいめひとの

ふしミのさとの有明月

ふしミをたちミちにて

いまハはやミやこもちかく成ニけり

竹田に落る初かりのこゑ

御一笑可被下候、

⑥ 千代瀬書状

返すく時かふ御いとひあそハし候、めて度かしく、

御文のやう難有拝見申上まいらせ候、まつく寒さのおりからニ御座候へ共、
弥御機嫌よく御勇ましく御勤被仰上候御事、御めてたく御悦申上まいらせ候、
左やうニ御座候へハ、先御便よりラルコールの事御尋申上候へハ、早そく御
くハしく御返事被成下、御めんとふさまの御事、扱々恐入候、藤井様へも申
入候へハ、ま事ニ御おとろきニ而候、早そく御せんさく被成候やうニ御申

被成候へ共、いまた御見付出なされず、さてく御きのとくさまニそんし上
まいらせ候、しかし其内ニハ相知れ候半と存まいらせ候、せつかく御用多さ
まの御中よりかやうニ御早く御廻し被下候所、扱々申訳も御座なき御事、恐
入候、相知れ候ハ、早そく申上候間、さやう思召被下候、猶又征長の御もや
うも御何かハセ被下、有かたく御心中も御もらしあそハし、御尤さまニもそ
んし上候へとも、御まへ様御出陣の時節ハ猶おハしまし候半と、御ゆかしく
末たのもしくそんし上まいらせ候、みなく様へよろしく御仰上あそハ
し被下候、めて度かしく、

(元治元年)
しハす五日

(税所敦子)
千代瀬

まさたけ君へ

参る

此一ひら式部のすさひニて御座候ま、御笑草ニ御覧ニ入候、
私ハ此ころとんと出来不申、さてく御はつかしく存上候、

⑦ 新納久仰書状

(端裏書)

「谷村愛之介様

葉丸猪之介様

上村叶様

新納駿河
(久仰)

」

「順聖公御逝去ニ付、御附之者剃髮願ニ對スル指令」

御心願之一条再三深致承知候間、可成被相達候様有之度致勘考、尚亦席中江
茂細々及吟味候処、御免相成候而者、近頃

宰相様御沙汰被遊置候 御趣意ニ茂相觸、以後御届之節 思召之程 茂奉恐入
訳合、次ニ者各方御同役中ニおひて外ニも年数之方又ハ御厚恩之向茂可有
之、左候へ者、人柄取分ケ 茂難出来、不平之筋 茂有之、何分ニも御役場之
吟味御免之方ニ者難取向、就而者御願望不相達儀至極氣之毒なから、右通之
吟味ニ御座候間、左様御落着被成、此上者御役場之御法ニ被随候儀忠義ニ
可有御座候哉、尤再三御深願之筋ハ人々致承知、乍恐

尊靈様 茂御剃髮被遂候同然之 思召被為 在候半哉と奉存候而、此段成行申
上置候、将又弥平太殿ニも同様願候事ニ御座候、是以前文通ニ而異条も無
之候間、其段御申傳御頼申上候、以上、

(安政五年)
八月五日

⑧ 八田喜左衛門書状

(端裏書)

「谷村愛之介様 八田喜左衛門(知紀)

書物三冊相添

御連勤奉賀候、然者日外致拝借候詠草長々召置、以御蔭開眼仕候、先御返進
申上候間、御入手可被下候、外ニ一冊福崎氏迄御遣被下候よし忝御座候、し
かし隙なしにて取寄申候儀不相調、夫成召置申候、それも先返進仕候間、何

とそ彼方より御受取被下候、乍不本意御札申上候、いつれ拝眉御札旁可得芳
意候、以上、

二月四日

⑨ 平野藤馬書状

薄暑之砌御座候処、愈御勇猛被成御勤役、珍重不斜奉存候、扨近々御帰國之
旨致承知候、御逗留中者毎々御懇意被成下候に付、誠殘心奉存候、随而此色
日扇甚輕少之至候得共、御餞別之印迄ニ致進上之度、御笑留可被下候、尤御
帰國之上ニも御心易く御書中奉希候、先者右申上度、以乱筆如斯御座候、
以上、

四月十六日

谷村小吉様 平野藤馬

⑩ 松方助左衛門書状

谷村小吉様御事、當春より御病氣之所、三月時分者大ニ御心よく為有之由ニ
候得共、四月初方よりセキイデ、同月末方ニ相成度々吐血有之、夫れより何
ニかりと漸次ニ御勞れ相増シ、五月末方ニ至り愈以御難病相決シ、六月朔
日より言舌不相叶、前以より種々土官中白尾采女殿・伊東四郎左衛門殿・崎(祐亨)

元計介殿別而懇切ニ而、看病方者無申分相届、殊ニ女共も相頼、混与附添
精々看病仕候得共、天哉命哉、當月四日夜十二字に終ニ養生不相叶御隠れ被
成候、実ニ腸を断ち為次第、言語ニ難盡、況や筆紙おひてや、誠ニ以御國
許御承知之筈、彦助様を初上、其外御一同様御愁傷之程如何計歟と御深察申
上候、尤御病症之次第者別冊醫案通ニ而、得与御覽可被下候、○最初者英
醫大病院江御雇入之醫ニ御頼相成、外ニ英醫シドルト申名高キ醫ニも御
頼相成、時々御薬用も為被成由に候、拙夫當居江四月末方着之所、其時分者
少々御宜模様ニ候得共、得与醫ニ参り内実拙夫承り候処、逆も此病氣者全
快出来候病症ニ無之ト断然申事ニ而、され者落命遲速者如何と再三承り候處、
何分不計、外邪付入候得者、何ツ何時と申程も不相知、時候も宜敷、漸々御
勞れ居者長くかゝると申事ニ御座候、以実ニ痛心仕、夫れより残心丸を小吉
様江す、めあけ御用ひ被成候、○随分御快方ニ而御船中も出来候御容躰ニ
候者、能き船便より御進め申上、御下國を存立候得共、中々其様之式ニ及
ひ候御容躰ニ無之、残心之至ニ御座候、○四月下旬比ニ者余り引分無之候付、
川村宗淡殿を頼、暫時御薬用有之候へ共、却而御塩梅不宜と而、又々英之シ
ドルニ御頼相成申候、又當月朔日より川村宗淡江相頼見貰ひ候得共、最早薬
用之用ひ様無之との事に御座候、種々申上度儀者定御座候へ共、後便より可
申上候、

一軍務官江御届者去ル五日ニ相済申候、然處香華料として金百両下賜候事、
一御葬式者昨六日十二字大圓寺江相頼申候、一躰御國許御家老衆之葬式之節之
通ニ計ひ相成申候、御墓所者税所勝右衛門殿杯戦死人數一所之場ニ御座候、
一御葬式之節者、軍艦四艘より船将初士官人數者勿論、銘々高挑灯ヲ一對ツ、
見送りニ相成、殊ニ軍艦より銘々十二字ニ弔砲十一發ツ、砲發相成、賑々
敷葬式ニ御座候、見物人共多數ニ而、実ニ船将之難有さ恐入たる事に御

座候、

一御毛髮箱一ツ

但雨桐油包

右、水夫林田治一郎捧持シ差下申候、同人者始終附添看病方いたし候者ニ而、
始終形行能く案内之者御座候付、皆様御聞取可被下候、

一半長持式ツ

一柳呉庫式ツ

右之内江別冊目錄之通入附此節差下申候、委細ハ林田江申添置候、

一來ル十日ニ御法事執行仕賦ニ御座候、御墓石者十六七日比ニ二者是非相立申
考ニ御座候、随分立派ニ相立申事候、御安心可被下候、

一金子之御持合も被為在候得共、未惣差引不相濟、色々混雜ニ御座候間、後便
委細勘定書相調差下シ可申候、万一不足有之候者、幸ひ拙夫參居候付、此段
者御安心可被下候、

一御看病方ニ就而者段々懇切ニ昼夜心配いたし候者共男女有之候付、是等ニ
も夫々遺物等も遣し不申候而不相叶誤合有之段者、御察可被下候、併細事相
片付候上委細可申上候付、さ様御心置可被下候、

一御跡之義者、一切御名ニ不相拘様、金子出入其外士官中と相談計ひ可申候付、
返すくも御懸念被成間敷候、

一愛熊殿江と大小折角揃方最中之俣差下申候、誠にかわひそふな事也、

一未壯年之身ニして実ニ惜しき者ニ御座候、何分最初より病症不治之症ニシ
て、如何様手を盡し候而も終に一圓詮不相立、残心血涙此事ニ御座候、

一父上様嘸哉御痛心之程実ニ恐入申候、折角もふ者致し方無之候付、折角御大
事ニ御保養專要奉祈候、貴君方よりよろしく被御申上可被下候、

一昨日葬式、今夕豊瑞丸出船之段承り、今朝より差急キ諸道具入附をは何にか

りと取り急キ申候得共、愁傷之御事頭付而廻り兼、跡哉先之文面、返すく御察可被下候、いつれ諸首尾合之儀ハ後便ニ御讓可被下候、委細之事件書面ニ不盡候付、為其林田下シ可申候付、何卒不悪様御汲取可被下候、

恐々謹言、

(正義)
松方助左衛門

(明治二年)
六月七日 東京より

甲斐弥右衛門様

有馬九左衛門様

久保八郎様

再白、御悔奉申上候、宜父上様江奉願上候、

一死去後有之候御持合金子者、金札三拾六両、正金拾貳両貳歩、外ニ御懷中江金札壹枚ニ正金少々有之、御懷中之分者入付之俣此節下シ申候、然ニ金札百両是れハ則此節下賜候香花料也、都合百四十八両貳歩拙夫受取、何も士官中江相頼候而諸差引勘定いたし申候、仕拂者成丈此節諸受取致夫々差下シ度山々御座候得共、混雜ニ付而ハ御海恕可被下候、

一妙なものと相考申候、六月四日者拙夫亡父之正忌日なるに、其夜十二字ニ臨終なる者奇々妙々ニ考申候、亡父大ニ愛シタル小吉なるに、當日ニ隠ル、天哉命哉と実ニ思ひやい申候、